基本施策３０　社会教育推進体制の強化

【基本的考え方】
○　地域における学習活動を，活力あるコミュニティ形成と絆（きずな）づくりをはじめとする課題に，より積極的に貢献できるものとすることが重要である。
○　このため，社会教育行政が，学校や家庭，まちづくり，福祉等の関係部局や，民間団体，大学等の地域の多様な主体と，より積極的に連携を仕掛け，地域住民も一体となって協働して取組を進めていく「社会教育行政の再構築」を実施するための環境整備を図るとともに，地域の学びを支える人材を育て，地域の学びの場をより質の高いものにするための取組を推進する。

【主な取組】

３０－１　社会教育推進体制の強化

・　社会教育行政が関係部局，大学等，民間団体，企業等の様々な主体と自ら積極的に連携・協働しつつ，地域課題の解決に取り組んでいる先進的な地方公共団体を支援し，その優れた成果を全国へ普及することなどにより，「社会教育行政の再構築」を推進する。

　また，地域の多様な人材をつなげていく役割を果たす社会教育主事等の専門人材の役割や配置の見直し，資質・能力の向上を図る。また，地域で活躍する教育支援人材等の人材認証制度の構築など，地域の学びを支える人材の育成・活用に取り組む。

　さらに，全ての社会教育施設で自己評価・情報公開が行われるよう促すなど，社会教育施設の運営の質の向上を図る。

Ⅲ　東日本大震災からの復旧・復興支援

＜５年間における具体的方策＞

【基本的考え方】
○　一刻も早い被災地の復旧・復興に向け，被災地のニーズを十分に踏まえつつ，安全・安心な学びの場の確保や就学支援，心のケア，スポーツ機会の充実など，中長期的に切れ目のない支援を行う。
○　新しい東北を目指した被災地の創造的復興のために，教育機関が拠点となって，「学校からのまちづくり」の推進や復興を担う人材の育成，大学や研究所等を活用した地域の再生などを推進する。
○　東日本大震災の教訓を踏まえ，困難な状況に直面した際に自ら考え判断し行動する力や，困難に立ち向かうために周りの人々と協力し合う力などを育む教育の推進が必要であり，被災地からの未来型の教育モデルづくりや防災教育を促進し，被災地だけでなく全国的に共有していく。

【主な取組】

○　学びのセーフティネットの構築

・　被災した子ども・若者に対して，被災地の実情・ニーズに応じて，授業料減免や奨学金等の就学支援を行う。（基本施策１７－５関係）
・　被災した子どもに対する学習支援や心のケアとして，教職員の加配措置やスクールカウンセラーの配置等を，引き続き実施する。（基本施策１８－３関係）
・　学校給食の安全・安心を確保するための支援を行う。
・　被災した子どもの運動不足を解消し，心身の健全育成を図るため，スポーツ機会の充実等に向けた取組を支援する。
・　学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化，老朽化対策を推進する。（基本施策１９－１関係）

○　絆（きずな）づくりと活力あるコミュニティの形成

・　被災地の自律的な復興に向けて，住民一人一人が主体的に参画できるコミュニティ再生のための場づくりを推進することが重要であり，学校や公民館等の施設や総合型地域スポーツクラブも活用しつつ，学びの場を通じたコミュニティの再生支援を実施する。
・　大学等の地域復興センター的機能の整備を支援することにより，被災地域のコミュニティの再構築，地域産業の再生及び医療再生等を行いつつ，復興の担い手を養成する。

○　震災後の社会を生き抜く力の養成

・　東日本大震災の教訓を踏まえ，自ら危険を予測して回避するための「主体的に行動する態度」等を育成する防災教育の充実を図る。（基本施策１９－２関係）
・　放射線に関する正しい理解を促進するための教育を推進する。（基本施策１－４関係）
・　震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し，復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材の育成及び地域への定着を図るための推進体制を整備する。